

平成30年度第1回事業承継セミナー開催！

～坂本幹雄税理士が「事業承継の税制が大きく変わる！！今後10年間の集中施策」について講演～

大阪府中小企業団体中央会では4月12日(木)、シティプラザ大阪において「平成30年度第1回事業承継セミナー」を開催いたしました。参加者は33名でした。

講演のテーマは「事業承継の税制が大きく変わる！！今後10年間の集中施策」、講師は税理士の坂本幹雄氏。

坂本税理士はまず冒頭で、平成30年度税制改正により抜本的に見直された事業承継税制について、制度改正の背景並びに改正に至る経緯等を説明されました。

続いて、坂本税理士は今回の講演用に作成したレジュメに基づき、「なぜ事業承継税制が必要なのか？」、「相続と事業承継は別物」、「これまでの事業承継税制(原則制度)」、「改正後の事業承継税制(特例制度)」、「現行制度と新制度の主な違い」等について詳細に説明を行い、また、「納税猶予制度のしくみ(贈与税、相続税)」、「適用要件」、「手続きと適用後の要件」等についても分かり易く解説されました。

今回の講演は、事業承継税制改正の目玉となる「贈与・相続に対する特例措置の創設」を中心に専門家である税理士から説明が行われたものであり、参加者からは「非常にタイムリーなお話で参考になりました」、「組合員の多くが抱える問題であり、これを機会に情報発信していきたい」といった感想・意見が寄せられました。

事業承継については、中小企業庁が中小企業経営者の高齢化の進展等を踏まえ、「事業承継5ヶ年計画」を策定し、今後5年程度を事業承継支援の集中実施期間とすることになっており、また、大阪府でも事業承継ネットワーク事業が5月から実施されるなど、国を挙げた施策となっています。大阪府中央会におきましても、今年度、事業承継に関する様々な課題についてセミナー等を実施してまいりたいと考えておりますので、お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



坂本幹雄税理士

